

令和4年11月10日（木）
加田 裕之 議員（自民）

参・法務委員会
対法務当局（法制部）

2問 裁判官の報酬や検察官の俸給を引き上げることは、裁判官・検察官の人材確保につながるのか。裁判官の報酬や検察官の俸給を、同じ司法試験に合格して活動する弁護士の所得水準に準拠するのではなく、一般の政府職員の俸給表に準じて引き上げるのはなぜか、法務当局に問う。

[人材確保のための取組]

- 裁判官・検察官の人材確保のためには、より多くの有為な人材が法曹を志望するような環境整備が重要と認識。
- そのための取組として、法務省としては、法曹の魅力や幅広い分野での活躍についての積極的な情報発信などに取り組んでいるところ。

[弁護士ではなく一般の政府職員に準じる理由]

- 加えて、裁判官・検察官の人材確保のためには、職務や社会の変化に対応した給与水準の確保もまた重要と認識。
- 弁護士は、一般的には自ら顧客と契約を締結し、その契約に基づいて、経費を負担しつつ、報酬を得るという事業主的な営業形態を採って、その職務を行っているのであり、裁判官及び検察官とでは、その所得を得る様や職務内容が大きく異なる。

- 裁判官及び検察官も国家公務員であり、その給与については、国家公務員全体の給与体系の中でバランスのとれたものにする必要がある。
- 裁判官・検察官の報酬・俸給月額について、その対応する一般の政府職員の俸給月額と同じ改定率で改定額を定めることは、一般職の国家公務員の給与に関する人事院勧告の重要性を尊重しつつ、裁判官及び検察官の職務と責任の特殊性を給与に反映させるものとして、合理性を有すると考えられる。

(注) 「一般の政府職員」とは、一般職給与法及び特別職給与法が適用される政府の職員を意味する。